

## 第 15 章

### 日本の経済地理統計データ

熊谷 聡

キーワード：

日本 経済 地理 データ

#### 1. 地理的区分

日本の行政区画は、第 1 レベルで 47 都道府県に分割される。第 2 レベルでは、1719 市町村（787 市、748 町、184 村）＋特別区 23 区となっている（2012 年 1 月 4 日時点。総務省ウェブサイト参照 <http://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html>）。

日本の都道府県は、1947 年の地方自治法交付によって現在と同様の 46 都道府県が定められ、1972 年の沖縄返還によって現在の 47 都道府県となって以来、現在まで変更はない。一方で、市町村レベルではいわゆる「平成の大合併」によって大幅に減少した。2000 年 4 月 1 日時点で 3229 市町村（671 市、1990 町、568 村）が存在したが、2004 年から 2006 年の間に合併によって自治体数が 1200 近く減少した。

GSM による日本の分析を行う際に基本となるのは、都道府県である。より詳しい分析が必要な場合、市町村レベルでは他の国と比較して数が多すぎる。したがって、いくつかの市町村をまとめた「地域」「圏域」「広域行政圏」のレベルが候補となる。また、行政区画ではなく、経済的に合理的な都市圏を定義して分析を行うことが本来は望ましいが、アジアとの整合性を考えた場合、現状では難しい。

表 1 日本の行政区画（2012 年 1 月 4 日時点）

|     | 人口（千人） | 市区町村数 |     | 人口（千人） | 市区町村数 |
|-----|--------|-------|-----|--------|-------|
| 北海道 | 5,508  | 179   | 滋賀  | 1,410  | 19    |
| 青森  | 1,373  | 40    | 京都  | 2,637  | 26    |
| 岩手  | 1,331  | 33    | 大阪  | 8,863  | 43    |
| 宮城  | 2,348  | 35    | 兵庫  | 5,589  | 41    |
| 秋田  | 1,086  | 25    | 奈良  | 1,400  | 39    |
| 山形  | 1,169  | 35    | 和歌山 | 1,001  | 30    |

|     |        |    |     |         |       |
|-----|--------|----|-----|---------|-------|
| 福島  | 2,029  | 59 | 鳥取  | 588     | 19    |
| 茨城  | 2,969  | 44 | 島根  | 716     | 19    |
| 栃木  | 2,007  | 26 | 岡山  | 1,945   | 27    |
| 群馬  | 2,008  | 35 | 広島  | 2,861   | 23    |
| 埼玉  | 7,195  | 63 | 山口  | 1,451   | 19    |
| 千葉  | 6,217  | 54 | 徳島  | 786     | 24    |
| 東京  | 13,162 | 62 | 香川  | 996     | 17    |
| 神奈川 | 9,050  | 33 | 愛媛  | 1,431   | 20    |
| 新潟  | 2,375  | 30 | 高知  | 765     | 34    |
| 富山  | 1,093  | 15 | 福岡  | 5,073   | 60    |
| 石川  | 1,170  | 19 | 佐賀  | 850     | 20    |
| 福井  | 807    | 17 | 長崎  | 1,427   | 21    |
| 山梨  | 863    | 27 | 熊本  | 1,817   | 45    |
| 長野  | 2,153  | 77 | 大分  | 1,196   | 18    |
| 岐阜  | 2,081  | 42 | 宮崎  | 1,135   | 26    |
| 静岡  | 3,765  | 35 | 鹿児島 | 1,706   | 43    |
| 愛知  | 7,409  | 54 | 沖縄  | 1,393   | 41    |
| 三重  | 1,855  | 29 | 合計  | 128,056 | 1,742 |

(出所) 総務省及び(財)地方自治情報センターウェブサイトより作成

## 2. 産業分類

日本の産業分類は、日本標準産業分類（JSIC）によって定められている。2000 年以降では、2002 年と 2007 年に改訂されている。アジアの途上国の場合、自国の産業分類は ISIC にある程度まで準拠して定められている場合が多い。一方で、日本の産業分類は独自性が強く、ISIC との間での整合性が低い。

表 2 は JISC 2007 と ISIC rev.4 の製造業部分を抜粋したものである。ともに、24 産業に分類されているが、その分類方法は相当に異なる。例えば、JSIC では飲料とたばこが同じ分類となり、そこに飼料が加わっている。飼料は、ISIC では food products に含まれる。また、JSIC では繊維産業になっているものが、ISIC では textiles と wearing apparel に別れている。その他、ISIC では motor vehicles, trailers and semi-trailers と other transport equipment に別れているものが、JSIC では輸送用機械器具にまとめられている。

このように、JSIC と ISIC では二桁レベルから相当に分類方法が異なっており、データの加工に手間がかかる。

表 2 JSIC 2007 と ISIC rev.4 の製造業部分の抜粋

| JSIC 2007          | ISIC rev.4                                                                                                 |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| E 製造業              | C Manufacturing                                                                                            |
| 9 食料品              | 10 food products                                                                                           |
| 10 飲料・たばこ・飼料       | 11 beverages                                                                                               |
| 11 繊維工業            | 12 tobacco products                                                                                        |
| 12 木材・木製品(家具を除く)   | 13 textiles                                                                                                |
| 13 家具・装備品          | 14 wearing apparel                                                                                         |
| 14 パルプ・紙・紙加工品      | 15 leather and related products                                                                            |
| 15 印刷・同関連業         | 16 wood and of products of wood and cork,<br>except furniture; articles of straw and<br>plaiting materials |
| 16 化学工業            | 17 paper and paper products                                                                                |
| 17 石油製品・石炭製品       | 18 printing and reproduction of recorded media                                                             |
| 18 プラスチック製品(別掲を除く) | 19 coke and refined petroleum products                                                                     |
| 19 ゴム製品            | 20 chemicals and chemical products                                                                         |
| 20 なめし皮・銅製品・毛皮     | 21 basic pharmaceutical products and<br>pharmaceutical preparations                                        |
| 21 窯業・土石製品         | 22 rubber and plastics products                                                                            |
| 22 鉄鋼業             | 23 other non-metallic mineral products                                                                     |
| 23 非鉄金属            | 24 basic metals                                                                                            |
| 24 金属製品            | 25 fabricated metal products, except machinery<br>and equipment                                            |
| 25 はん用機械器具         | 26 computer, electronic and optical products                                                               |
| 26 生産用機械器具         | 27 electrical equipment                                                                                    |
| 27 業務用機械器具         | 28 machinery and equipment n.e.c.                                                                          |
| 28 電子部品・デバイス・電子回路  | 29 motor vehicles, trailers and semi-trailers                                                              |
| 29 電気機械器具          | 30 other transport equipment                                                                               |
| 30 情報通信機械器具        | 31 furniture                                                                                               |
| 31 輸送用機械器具         | 32 Other manufacturing                                                                                     |
| 32 その他             | 33 Repair and installation of machinery and<br>equipment                                                   |

(出所) 統計局及び United Nations ウェブサイトより作成

(注) 部門名から「製造業」および「Manufacture of 」を省略した。

### 3. 人口センサス

日本では国勢調査が五年ごとに行われている。2000 年以降では、2000 年、2005 年、2010 年に実施されている。人口の情報については、都道府県、市町村のレベルで公表されている。人口以外の情報としては、産業別の就業者数、通勤・通学状況などを知ることが出来る。国勢調査の情報については、総務省統計局のホームページから得ることが出来る。  
(<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>)

### 4. 地域別・産業別 GDP 入手可能性

#### 4.1 国レベル

日本の国レベルの GDP は、内閣府から国民経済計算として発表されている。産業別 GDP は、内閣府ホームページの国民経済計算、経済活動別国内総生産からダウンロードできる。  
([http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/kakuhou/kekka/h22\\_kaku/h22\\_kaku\\_top.html](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/kakuhou/kekka/h22_kaku/h22_kaku_top.html))

経済活動別国内総生産では、まず、経済主体が 1. 産業、2. 政府サービス生産者、3. 対家計民間非営利サービス生産者に分類される。産業は、農林水産業以下 11 産業に分類され、製造業は 20 産業に分類されている。こうした分類は、93SNA 分類に準拠し、JSIC とも異なる。県民経済計算や市町村民経済計算もこの 93SNA に準拠している。

表 3 経済活動別国内総生産における産業分類

|            |               |
|------------|---------------|
| 1. 産業      | (4) 建設業       |
| (1) 農林水産業  | (5) 電気・ガス・水道業 |
| a. 農業      | a. 電気業        |
| b. 林業      | b. ガス・水道・熱供給業 |
| c. 水産業     | (6) 卸売・小売業    |
| (2) 鉱業     | a. 卸売業        |
| (3) 製造業    | b. 小売業        |
| a. 食料品     | (7) 金融・保険業    |
| b. 繊維      | (8) 不動産業      |
| c. パルプ・紙   | a. 住宅賃貸業      |
| d. 化学      | b. その他の不動産業   |
| e. 石油・石炭製品 | (9) 運輸業       |
| f. 窯業・土石製品 | (10) 情報通信業    |
| g. 鉄鋼      | a. 通信業        |

|            |                         |
|------------|-------------------------|
| h. 非鉄金属    | b. 放送業                  |
| i. 金属製品    | c. 情報サービス・映像文字情報<br>制作業 |
| j. 一般機械    | (11) サービス業              |
| k. 電気機械    | a. 公共サービス               |
| l. 輸送用機械   | b. 対事業所サービス             |
| m. 精密機械    | c. 対個人サービス              |
| n. 衣服・身回品  | 2. 政府サービス生産者            |
| o. 製材・木製品  | (1) 電気・ガス・水道業           |
| p. 家具      | (2) サービス業               |
| q. 印刷      | (3) 公務                  |
| r. 皮革・皮革製品 | 3. 対家計民間非営利サービス生産者      |
| s. ゴム製品    | (1) 教育                  |
| t. その他の製造業 | (2) その他                 |

(出所) 内閣府ウェブサイトより抜粋

#### 4.2 都道府県レベル

日本の都道府県レベルの GDP は、内閣府から県民経済計算として発表されている。2012 年 1 月末現在で、2008 年度までのデータが公表されている。都道府県レベルでの産業別 GDP は、「経済活動別県内総生産および要素所得(名目)」として公開されている。

([http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/kenmin/kekka/\\_main.html](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/kenmin/kekka/_main.html))

都道府県レベルでの産業別 GDP における産業分類は、ほぼ表 3 に準じているが、運輸業と情報通信業が統合されている。また、製造業は 1 部門で、下位の産業には分割されていない。

#### 4.3 市町村レベル

市町村レベルでの GDP は国レベルでは公表されていないが、都道府県や各自治体が公表している場合がある。産業分類や地理的区分は公表主体によって異なる。

### 5. 経済地理データ作成の手順と課題

GSM で用いられる日本データは、基本的には都道府県レベルである。したがって、県民経済計算が公表されていれば、それを直接利用することができる。ただし、県民経済計算の産業分類は、製造業内で 20 分類であり、ISIC 二桁レベルの 24 分類に満たない。した

がって、ISIC に準拠した分類を行うためには、県民経済計算を補完するデータが必要となる。特に、GSM では自動車産業を独立の産業として扱っているため、輸送用機械から自動車産業を分類する必要がある。

県民経済計算を補完するデータとしては、総務省・経済産業省の経済センサスがある。これは、従来の「事業所・企業統計」や「サービス業基本調査」などを統合したもので、2009 年から実施されている。これにより、全産業について、市区町村別・産業別の従業員数を知ることが出来る。

一方で、2012 年からは上記経済センサスに統合されるが、それ以前のデータについては、経済産業省の工業統計を用いることも出来る。工業統計では、都道府県別および市区町村別・産業別に事業所数、従業員数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、粗付加価値額、有形固定資産年末現在高を知ることが出来る。

GSM のデータを作成する上で利用価値が大きいのは、都道府県別産業細分類別統計表である。これは、都道府県別に、JSIC 5 桁レベルで事業所数等を知ることが出来る。県民経済計算と工業統計を組み合わせることで、都道府県レベルでかなりの細かさまで産業別 GDP を推計することが出来る。ただし、前述のように JSIC と ISIC は大きく異なっているため、GSM のデータ作成上の障害となる。

## 6. 関連統計ソース

内閣府・国民経済計算 (<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/menu.html>, 2012 年 2 月 23 日アクセス)

内閣府・県民経済計算

([http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/kenmin/kenmin\\_top.html](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/kenmin/kenmin_top.html), 2012 年 2 月 23 日アクセス)

総務省・経済センサス (<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2012/index.htm>, 2012 年 2 月 23 日アクセス)

経済産業省・工業統計 (<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2.html> , 2012 年 2 月 23 日アクセス)